

「2016年合格目標 澤井道場 推理力で解く選択式模試×4」から
第48回社労士試験【選択式】厚年法-空欄Cの出題が**的中**しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL16215 p.14-15 問7]

法第46条第1項において、(中略)、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額等(「総報酬月額相当額」という)、及び老齢厚生年金の額(加給年金額、及び経過の加算額を除く。)を12で除して得た額(「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額(「」という。)に相当する部分の支給を停止する。(以下略)

(解答 → ⑦繰下げ加算額)

解答 → ⑬支給停止基準額

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題
【選択式】 厚年法 【空欄C】

- 1 厚生年金保険法第46条第1項の規定によると、(中略)その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額(以下「」という。)との合計額がを超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、と基本月額との合計額からを控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額(以下という。)に相当する部分の支給を停止する。(以下略)

(解答 → ⑫総報酬月額相当額)

(解答 → ⑦支給停止調整額)

解答 → ⑥支給停止基準額

的中!